



# 親子連れは生活道路をどのように通行しているか？



## Why

6歳未満の子どもを1人歩きさせてはいけない！

道路交通法では、子どもの道路通行について「(前略) 交通のひんぱんな道路または踏切若しくはその附近の道路において、児童(6歳以上13歳未満)若しくは幼児(6歳未満)に遊戯をさせ、または自ら若しくはこれに代わる監督者が付き添わないで幼児を歩行させてはならない」と規定している。また、13歳未満の児童、幼児のヘルメット着用は保護者の努力義務となっている。そこで今回は、クルマの往來のある生活道路において、親子連れの行動を観察した。



観察を実施したのは東京都練馬区の商店街。駅へと続く道路は近くを走る幹線道路からの抜け道として利用されており、普通乗用車だけでなく、バスやトラックなどの大型車両がひんぱんに通行する。歩道は整備されておらず、幅70cm程度の路側帯が道路の両側に設けられている。車道がせまいため、大型車両は対向車の通過を待つてから進む必要がある、しばしば渋滞が発生していた。普通乗用車であっても対向車とすれ違う際は、歩行者にも配慮しながら運転をする必要がある、慎重な運転が求められる状況だった。

## Q1

道路を歩く親子連れのうち、「手つなぎ歩行」と「保護者の車道側通行」は、それぞれ何%だったでしょうか？

## A1 実際の観察から

### ★Q1の回答

手つなぎは33組中18組(54.5%)

保護者の車道側通行は33組中20組(60.6%)

手をつないで歩行する親子連れは全体の約半数。手をつながない原因は、保護者が自転車を押している、または買い物袋を持って手がふさがっていることがほとんどだった。また、保護者1人に対して2人以上の幼児・小学生がいる場合は、保護者は年少の子どもの手を引き、年長の子が1人で歩いていた。

保護者の車道側通行は、観察結果では6割となっているが、子どもが保護者の両側を行き来していたり、保護者が左右で子どもの手を握るため片側の子どもが車道側を歩くことになったケースを含んでいる。観察者の実感としては8割程の保護者が車道側を歩いているように感じられた。



手つなぎはしていないが、保護者が車道側を歩行

荷物があるため、年少の子どもとのみ手をつなぐ保護者

●歩行中の保護者の手つなぎ状況(33組中)

	○	×	合計
幼児を連れている場合	18	13	31
小学生を連れている場合	0	2	2
合計	18 (54.5%)	15 (45.5%)	33

●保護者の車道側通行(33組中)

	○	×	合計
幼児を連れている場合	18	13	31
小学生を連れている場合	2	0	2
合計	20 (60.6%)	13 (39.4%)	33

※幼児(6歳未満)、小学生(低学年、9歳未満)の判断は観察者の主観による

## Advice

歩行中のアクシデントに備え、手つなぎを怠らないうこと

できるだけ路側帯内を歩行しよう努めている様子で、クルマの状況を確認してから道路を横断する姿がしばしば見られた。

商店街を通行する歩行者の数は観察を始めた14時から17時までほぼ一定だった。車道は断続的に車両が通行しており、車両同士の間隔が30cm以内に接近する場面が見られるなど、歩行中は周囲の安全確認が常に必要となる。日頃からこの道路を利用している成人や高齢者は、路側帯の内側の通行を心がけ、できるだけ建物寄り歩いていた。

幼児・小学生を連れた親子の姿は、15時以降から見かけられるようになった。親子連れの多くは、道路に滞在する時間をできるだけ短くするよう心がけていた。駅前に向かう場合でも、商店街での買い物を済ませた後は、車両の通行が少ない裏手の路地を經由していた。子どもと手をつないでいないケースでは、発車するスクールバスを追いかけて幼児が走り出してしまい、保護者が大声で呼び止めようとする場面があった。

自転車に同乗させている親子連れのうち、約7割が幼児・小学生にヘルメットを着用させていなかった。当日は気温が低かったこともあり、チャイルドシートに防風カバーをかぶせて子どもを乗車させている自転車利用者を見かけたが、ヘルメットは



着用させていなかった。

## Q2

幼児・小学生がヘルメットを着用している自転車は何%だったのでしょうか？

幼児・小学生は周囲の安全確認に対する意識が低く、歩行時は保護者が手をつなぐ必要がある。しかし、観察中、自転車の押し歩きや買い物袋を持つために、両手がふさがっている保護者を見かけた。子どもは好奇心旺盛で興味を持ったことに集中し、突発的な行動を取ることが多くなるため、連れ添う際は常に手をつないでほしい。保護者は子どもをできるだけ車道から遠ざけ、その動きに注意を払いながら、危険な場所を通行する際は安全を第一に考えた安全確認と行動を心がけるべきだ。



保護者が自転車を押しているため、子どもと手をつなげない

### ●自転車乗用時の幼児・小学生のヘルメット着用状況(78台中)

	着用	非着用	小計
親子の同乗走行	14	33	47
親子それぞれの単独走行	0	5	5
子どものみの単独走行	3	23	26
小計	17 (21.8%)	61 (78.2%)	78

幼児・小学生のヘルメット着用率は約2割と低い結果となった。親子の同乗走行での非着用の理由は、幼稚園の制服として帽子を着用していた、1つしかないため年少の子どもに着用させた、などが考えられる。

また、「並進の有無(観察場所は並進禁止)」「左側通行(逆走の有無)」も合わせて観察した。並進は実数が少なかったが、小学生同士の自転車に見られた。通行位置については子どもが同乗していても逆走(右側通行)をしていく自転車も多く見かけた。なお、成人の自転車利用者の多くは左側通行を遵守していた。



左右の安全確認をしてから走り出そうとする親子

## A2

実際の観察から

### ★Q2の回答

78台中17台(21.8%)

幼児・小学生のヘルメット着用率は約2割と低い結果となった。親子の同乗走行での非着用の理由は、幼稚園の制服として帽子を着用していた、1つしかないため年少の子どもに着用させた、などが考えられる。